

福山市シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）について

福山市シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）とは、シルバーハウジングに居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、サービスを提供することによって、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営めることができるよう、その在宅生活を支援することを目的としています。

1 シルバーハウジング入居条件

次の（１）～（３）全てに当てはまる人が対象です。

- ☐ （１）年齢が60歳以上の人。
夫婦など2人で入居される場合、2人とも60歳以上であること。
- ☐ （２）単身高齢者・高齢者のみからなる世帯。
(民法上2親等内の関係があり、同居する理由が認められること。)
●2親等内：父母・子・配偶者・祖父母・兄弟・孫
- ☐ （３）自炊が可能な程度の健康状態であるが、独立して生活するのに不安がある人。
介護認定を受けている場合、要支援2以下の人。
●「入居者状況確認票」等により、年に1回、身体状況等を確認します。

2 生活援助員のサービスの内容

- （１）生活指導・生活相談
入居者の心配事や健康等の生活全般にわたる相談を行います。
- （２）安否の確認
原則、一日に1回以上、入居者の安否確認を行います。
- （３）緊急時の対応
入居者から急病、火災、盗難等の緊急通報を受けた場合、速やかに対応します。
※緊急連絡先：2名以上（名前・関係・連絡先）をお聞きします。
- （４）関係機関等との連絡
入居者の心身状況に合わせた、適切な福祉サービスが受けられるよう親族、関係機関との連絡調整や協力要請等を行います。

3 生活援助員について

- （１）勤務場所
シルバーハウジング内に設置する生活相談室
- （２）勤務日および勤務時間
●勤務日：月曜日から金曜日
●勤務時間：9時から16時
(祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く)
- （３）休日・夜間等、生活相談員が不在のとき
緊急通報システムにより、警備会社職員又は受託法人の施設職員が緊急対応します。
●山手住宅_受託法人：社会福祉法人啓喜会 特別養護老人ホーム 悠芳苑
(TEL959-1250)
●深津住宅_受託法人：社会福祉法人健生会 特別養護老人あぶと健生苑
(TEL987-1299)
●警備会社_株式会社山陽セフティ(山手住宅・深津住宅)

裏面に続きます ⇒

4 料金について

シルバーハウジングの入居者には、生活援助員の派遣事業に要する費用を毎月負担していただきます。

月の中途からの入居は、翌月からの費用負担とし、月の中途で退去した場合は、退去月の負担額は返却しません。

利用者世帯の階層区分		入居者負担月額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年の所得税非課税世帯 (1月から6月までは、前々年。以下この表において同じ。)	0円
C	生計中心者の前年所得税額年額 9, 600 円以下の世帯	1, 500円
D	生計中心者の前年所得税額年額 9, 601 円以上の世帯	2, 600円

5 鍵の預かりについて

入居が決定した場合、事前に、住戸の鍵（1本）を預けていただきます。

- 理由：緊急時に的確な対応（安否確認の必要があると判断した場合や、緊急通報システムの作動により自動解錠した後の、防犯のための施錠）をするため。
- 対応：誓約書と同意書をかわし、施錠できる場所へ厳重に保管します。
お預かりした鍵は退去される時には返却します。

6 団らん室の活用について

月に1回程度、シルバーハウジング入居者を対象とした交流行事を開催しておりますので、積極的にご参加ください。

7 自力で生活することができなくなった場合

シルバーハウジングは、「自炊が可能な程度の健康状態であるが、独立して生活するのに不安がある人」に住んでいただく場所です。

(1) 福祉サービスが必要になった時、自立して生活することが困難となった時

入居者の依頼により関係機関との連絡・調整を図ります。

※施設入所等の申請は本人又は親族で行ってもらいます。

(2) 介護者を同居させる必要が生じた場合

同居理由、同居期間等を明記した所定の介護人一時同居承認申請書を市長に提出し、承認を得なければなりません。ただし、許可期間は3ヶ月以内とし、市長が必要と認めた場合は、合わせて1年まで期間を延長することができます。延長する場合、入居者が自力で生活できる程度に回復する見込みがあることが判断できる医師の診断書を求めることがあります。